

## とちぎ結婚応援カード事業協賛店舗・施設募集要項

### 1 目的

とちぎ結婚応援カード事業（以下「本事業」という。）の趣旨に賛同し、自ら定める特典サービスをカード利用者に提供する店舗・施設を広く募集する。

### 2 定義

この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) とちぎ結婚応援カード

新婚夫婦（平成 29 年 4 月 1 日以降に婚姻届提出）又は 2 年以内に結婚を予定しているカップル（婚姻届を提出予定の男女）の申請によりとちぎ未来クラブが交付するカードで、本事業に協賛する店舗・施設に提示することによりサービスを受けることができるもの。

(2) カード利用者

(1) に定めるカード（有効期限内のものに限る。）を所持し、協賛する店舗・施設に提示することによりサービスを受けようとする者。

(3) 協賛店舗等

本事業に協賛し、カード利用者に特典サービスを提供する、店舗、施設をいう。

(4) 協賛ポスター

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するためのポスターをいう。

(5) 啓発グッズ

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するための、ステッカー・卓上プレート・のぼり旗をいう。

(6) 特典サービス

協賛店舗等で独自に設定した、割引やポイント優遇等のサービスをいう。

### 3 募集要件

協賛店舗等は、本事業の趣旨に賛同し、次のいずれにも該当しない店舗・施設であること。

(1) 各種法令に違反しているもの

(2) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者であると認められるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行うもの

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

(5) 消費者金融を営むもの

- (6) 賭博、ギャンブルに関する営業を行うもの
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- (8) その他協賛店舗等として適当でないと認められるもの

#### 4 協賛申請の手続き等

- (1) 本事業に協賛しようとする事業者等は、とちぎ結婚応援カード「とちマリ」協賛店舗・施設申込書（様式第1号）により申請するものとする。
- (2) とちぎ未来クラブは、前項の規定による申請を受けたときは、サービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、申込者に対して協賛店舗等に協賛ポスター及び啓発グッズを交付する。
- (3) 協賛店舗等は、(1) に基づく申請内容を変更しようとするときは、あらかじめとちぎ結婚応援カード「とちマリ」協賛店舗・施設変更届（様式第2号）によりとちぎ未来クラブへ届け出なければならない。
- (4) とちぎ未来クラブは、(3) の規定による届出があったとき、変更しようとするサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合は、協賛店舗等と協議の上、サービス内容の変更を求めることができる。
- (5) とちぎ未来クラブは、協賛店舗等が(4) の規定によるサービス内容の変更に応じないときは、協賛を取り消すことができる。
- (6) 協賛店舗等は、(1) に基づく協賛を廃止しようとするときは、とちぎ結婚応援カード「とちマリ」協賛店舗・施設廃止届（様式第3号）によりとちぎ未来クラブに届け出なければならない。
- (7) 協賛店舗等は、協賛ポスター、啓発グッズの取扱い及びサービス内容の周知に関し、次のことについて留意しなければならない。
  - ・協賛ポスターをカード利用者が見やすい位置に掲示すること。
  - ・カード利用者がわかりやすいように、サービス内容を任意の方法により協賛店舗等内に掲示するよう努めること。
  - ・サービス内容を変更したときは、速やかに協賛店舗等内の掲示内容を変更すること。
  - ・協賛を廃止したときは、速やかに協賛ポスター及び啓発グッズを撤去すること。
- (8) とちぎ未来クラブは、協賛店舗等について店舗等の名称、所在地及びサービス内容をとりまとめ、ホームページにより広く県民に周知するものとする。
- (9) とちぎ未来クラブは、(3) 及び(6) の規定による届出を受けたときは、速やかにホームページの内容を変更しなければならない。

#### 5 デザインの使用

- (1) 国、地方公共団体及び協賛店舗等以外の者は、協賛ポスター、啓発グッズ及びとちぎ結婚応援カード「とちマリ」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用することはできない。

- (2) 協賛店舗等は、自ら提供する特典サービスや、その自らの取り組みを周知する場  
合に限り、デザインを自由に使用することができる。ただし、意匠を変更して使用す  
ることはできない。
- (3) とちぎ未来クラブは、(1) の規定に反してデザインが使用された事実を確認した場  
合、当該使用者及びその場所等について、ホームページ等により不正に使用されてい  
る旨を広く周知するものとする。